

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

規制の名称：(1) 農業委員会のあっせんに基づく買入れ協議における譲渡制限
(2) 地域計画の特例に係る制度の新設
(3) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止
(4) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の
上限の延長
(5) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間の短縮
(6) 農協等の農業経営に関する要件の緩和

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：農林水産省 経営局 経営政策課、農地政策課、協同組織課

評価実施時期：令和3年12月～令和4年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

全耕地面積に占める担い手への利用面積の割合は、令和2年度末において58.0%であり、令和5年度までにシェアを8割にするという政府の目標を達成するため農地の集積・集約化を進めていく必要があるが、今後、農業者の減少が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念がある中で、今回の規制の新設等が実施されなければ、農地の分散・集約化の状況が解消されず、農地の集約化等が進まず、人の確保・育成が進まないおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

(1) 農業委員会のあっせんに基づく買入れ協議における譲渡制限

【課題及びその発生原因】

地域計画の区域内の農用地の所有者が譲渡しの意向を持つ農用地について、農業委員会等による利用関係の調整が困難な場合で、農地中間管理機構（以下「機構」という。）による買入れが特に必要なものであるときに、自由に利用権の設定等ができるようにすると、地域計画の達成に支障が生じ、農地の集約化等が進まない。

【規制の内容】

農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者から、所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地について、機構による買入れが特に必要と認めるときは、機構が買入れの協議を行う旨を所有者に通知するよう市町村に要請することができる。当該要請を受けた市町村は、その旨を所有者に通知するものとし、当該通知を受けた所有者は、当該通知のあった日から3週間を経過するまでの間、機構以外の者に当該農用地を譲渡できないものとする（現行基盤法第16条の規定においても機構を通じた認定農業者等への利用権の設定等を行う同様のスキームを措置）。

なお、本制度は、農用地の所有者が自ら農業委員会に対して所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出を行った場合に限定されており、規制は最小限度のものである。

【非規制の政策手段】

機構との買入れ協議を促進する手段として予算事業等の非規制の政策手段をとる場合、協議途中に地域計画の達成に資するように農用地の譲渡しが行われることを担保する措置がないために、地域計画の達成に支障が生じ、農地の集約化等が進まない。

(2) 地域計画の特例に係る制度の新設

【課題及びその発生原因】

地域の発意により、積極的に地域計画の達成に向けて、機構の機能を活用して農地の集約化等に取り組もうとする場合、自由に利用権の設定等ができるようにすると、地域計画の達成に支障が生じ、農地の集約化等が進まない。

【規制の内容】

農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、機構及び所有者等の3分の2以上の同意を得て、市町村に対し、全部又は一部の対象区域内の農用地等について当該農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を機構とする旨を地域計画に定めることを提案できる。提案を受けて定めた地域計画（有効期間付）の対象区域内の農用地等の所有者等は、一定期間、機構以外の者に利用権の設定等を行ってはならない。

【非規制の政策手段】

機構への利用権の設定等を促進する手段として予算事業等の非規制の政策手段をとる場合、地域計画の達成に資するように機構に利用権の設定等が行われることを担保する措置がないために、地域計画の達成に支障が生じ、農地の集約化等が進まない。

(3) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止

【課題及びその発生原因】

今後、農業者の減少が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念がある中で、農業に意欲を持って取り組もうとする者に対し、農地を利用しやすくする措置を講じなければ、農業上の利用が行われない農地が拡大し、農地の集約化等に支障が生じる。

【規制の内容】

農地等の権利を取得しようとする者が満たすべき下限面積要件を廃止する。

【非規制の政策手段】

農地等の権利を取得しようとする者が満たすべき下限面積要件は、法律で制限を設けているものであり、当該要件を廃止する以外の手段では目的を達成することができない。

(4) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の上限の延長

【課題及びその発生原因】

今後、農業者の減少が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念がある中で、農地を長期間利用したい農業者のニーズを踏まえて、農地を利用しやすくする措置を講じなければ、農業上の利用が行われない農地が拡大し、農地の集約化等に支障が生じる。

【規制の内容】

- ・ 遊休農地等（所有者が不明な場合を含む。）に関し都道府県知事の裁定により機構に設定される利用権の存続期間の上限を20年から40年に延長する。
- ・ 共有の農用地等（共有者が不明な場合を含む。）に関し設定される利用権の存続期間の上限を20年から40年に延長する。

【非規制の政策手段】

遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の上限は、法律で制限を設けているものであり、当該期間を変更する以外の手段では目的を達成することができない。

(5) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間の短縮

【課題及びその発生原因】

遊休農地・所有者不明農地等について、利用権の設定を受けることを希望する農業者がいたとしても、6か月もの公示期間が設けられていることにより当該農地が利用されないままとなり、地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じ、農地の集約化等が進まない。

【規制の内容】

遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間を6か月から2か月に変更する。

【非規制の政策手段】

遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間は、法律で制限を設けているものであり、当該期間を変更する以外の手段では目的を達成することができない。

(6) 農協等の農業経営に関する要件の緩和

【課題及びその発生原因】

農業者の減少の加速化が見込まれる中、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農協等」という。）が自ら行う農業経営は、地域における農地の有効活用のための手段として重要性を増している一方で、農協等が農業経営を行うために必要な組織内の同意手続に要するコストが過疎化等の進展により増加し、農協等が農業経営を行う上での障壁となっているため、地域における農地の有効活用に支障が生じ、農地の集約化等が進まない。

【規制の改正内容】

農協等による農業経営に係る組合員の同意手続について、総会に総組合員等の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議に緩和する（組合員1,200人超の農協は既に緩和済み）。

【非規制の政策手段】

農協等が自ら農業経営を行う上での組織内における同意手続は、法律で制限を設けているものであり、当該手続を緩和する以外の手段では目的を達成することができない。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(1) 農業委員会のあっせんに基づく買入れ協議における譲渡制限

本措置は、農用地の所有者に対し、3週間、協議対象の農用地を機構以外の者に譲渡することを制限するものであるが、所有者が譲渡しの意向を持つ農用地が対象であり、当該農用地を使用・収益する機会が失われるわけではないため、当該農用地の所有者が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。また、当該農用地について管理費用が生じることとも予想されるが、3週間という期間を踏まえると当該費用の増加は軽微である。

(2) 地域計画の特例に係る制度の新設

本措置は、提案に基づく地域計画の対象区域内の農用地等の所有者等に対し、一定期間、機構以外の者に対して利用権の設定等を行うことを制限するものであるが、利用権の設定等に係る手続を追加するものではないため、当該農用地等の所有者等が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。

(3) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止

本措置は、農地等の権利移動の不許可事由の1つを廃止するものであり、農地等の権利を取得する者が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。

(4) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の上限の延長

本措置は、遊休農地・所有者不明農地等について、利用権設定に係る存続期間の上限を延長するものであり、利用権の設定を受ける者が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。

※ なお、不明な農用地の所有者等についても、新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。

(5) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間の短縮

本措置は、遊休農地・所有者不明農地等について、利用権設定に係る公示期間を短縮するものであり、利用権の設定を受ける者が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。

※ なお、不明な農用地の所有者等についても、新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。

(6) 農協等の農業経営に関する要件の緩和

本措置は、農協等が自ら農業経営を行う際の組織内における同意手続を簡素化するものであり、農協等及び組合員等が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。

また、農協等が農業経営を行う際の総会での決議は、通常、総会の複数の議題のうちの一議題として行われるものであるため、当該費用の増加は軽微である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(1) 農業委員会のあっせんに基づく買入れ協議における譲渡制限

本措置は、現行基盤法第16条の規定を見直し、新たに創設する地域計画に係る措置として制度化するものであり、手続が追加されるわけではないため、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。

(2) 地域計画の特例に係る制度の新設

本措置は、市町村による地域計画の縦覧業務が必要となり、1件当たり5千円程度の縦覧費用が見込まれる。

【積算の考え方】

縦覧関係事務（約2.5時間程度）：0.3日程度×約15千円（日当たりの賃金）
≒5千円程度（総務省「令和2年地方公務員給与実態調査」より算出）

(3) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止

本措置は、既に実態として農業委員会の判断により下限面積が引き下げられているところ、農地等の権利移動の不許可事由の1つを廃止するものであるため、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。

(4) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の上限の延長

本措置は、利用権設定に係る存続期間の上限を延長するものであり、要件や行政手続が追加されるものではないため、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。

(5) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間の短縮

本措置は、利用権設定に係る公示期間を短縮するものであり、要件や行政手続が追加されるものではないため、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。

(6) 農協等の農業経営に関する要件の緩和

本措置は、農協等が自ら農業経営を行う際の組織内における同意手続を簡素化するものであり、要件や行政手続が追加されるものではないため、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

(1) 農業委員会のあっせんに基づく買入れ協議における譲渡制限

本措置により、地域計画の達成に資することとなり、農地の集約化等が進むことで農地の利用の収益効果が見込まれる。

(2) 地域計画の特例に係る制度の新設

本措置により、地域計画の達成に資することとなり、農地の集約化等が進むことで農地の利用の収益効果が見込まれる。

(3) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止

本措置により、
ア 地域の農業を担う者が増加することとなり、農地の効率的かつ総合的な利用の促進が見込まれる。
イ 下限面積の設定に係る公示手続が廃止されるため、農業委員会の事務負担の軽減が見込まれる。

(4) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の上限の延長

本措置により、利用権設定に係る申請行為等の回数が減少するため、利用権の設定を受ける者の負担軽減が見込まれる。

(5) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間の短縮

本措置により、利用権設定に係る公示期間が短縮されるため、利用権の設定を受ける者の早期の営農開始が見込まれる。

(6) 農協等の農業経営に関する要件の緩和

本措置により、農協等が自ら農業経営を行う際の組織内における同意手続が簡素化されるため、農協等の事務負担の軽減が見込まれる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

(1) 農業委員会のあっせんに基づく買入れ協議における譲渡制限

農地の集約化により生産性が向上することで、約40%の作業時間の省力化の効果が発生し、その結果生産性が約1.7倍となり、1経営体当たり、2,920千円程度の農業所得向上が見込まれる。

【積算の考え方】

10a 当たりの作業時間は、圃場の集約化が進む（圃場間移動が少なくなる）ことで10%、整形化で8%、大区画化で20%減少し、これを組み合わせることで約40%の省力化が可能となる。（農研機構「農地集約化支援ガイドブック2020年版」）

令和元年度営農類型別経営統計主業経営体における農業所得（主業1経営体当たり）
 $4,180 \text{ 千円} \times 1.7 \div 7,100 \text{ 千円} - 4,180 \text{ 千円} = 2,920 \text{ 千円程度}$

(2) 地域計画の特例に係る制度の新設

(1) と同じ

【積算の考え方】

(1) と同じ

(3) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止

下限面積の設定に係る公示手続が廃止されることにより、農業委員会にとって1件当たり、15千円程度の事務負担軽減が見込まれる。

【積算の考え方】

農業委員会が公示に要する時間（1日間）×15千円（日当たりの賃金）=15千円程度（総務省「令和2年地方公務員給与実態調査」、農林水産省調べより算出）

(4) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の上限の延長

例えば、これまで20年間の利用権設定を行っていた遊休農地・所有者不明農地等について、40年間の存続期間とすることで、これまで20年ごとに行っていた手続の回数が減ることにより、1件当たり、150千円程度の事務負担軽減が見込まれる。

【積算の考え方】

農業委員会が探索に要する費用（10日間）×15千円（日当たりの賃金）=150千円程度（総務省「令和2年地方公務員給与実態調査」、農林水産省調べより算出）

(5) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間の短縮

例えば、これまで6か月公示を行っていた遊休農地・所有者不明農地等について、2か月の公示期間とすることで、4か月早く営農を開始することができるため、年間を通して収穫物がある場合には、1件当たり、396千円程度の農業所得向上が見込まれる。

【積算の考え方】

短縮された期間：4か月

令和元年度営農類型別経営統計全農業経営体における平均所得（1経営体当たり）
1,188千円
 $1,188 \text{千円} \div 12 \times 4 \doteq 396 \text{千円程度}$

(6) 農協等の農業経営に関する要件の緩和

例えば、これまで組合員の書面による同意を経ていた農協等において、総会での3分の2以上の多数による決議を経る同意手続とすることで、1農協等当たり、650千円程度の事務負担軽減が見込まれる。

【積算の考え方】

(A) 組合員1人当たりのコストの内訳

書面の回収にかかる人件費 約1,200円

(B) 正組合員数1,200人以下の組合の平均正組合員数 539人

(A) × (B) $\doteq 650 \text{千円程度}$

なお、通常、農協等が農業経営を行う際の総会の決議は、総会の複数の議題のうちの一議題として行われるものであり、農業経営を行うためだけの臨時総会は基本的に想定されないため、追加の負担は軽微である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(1) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止

⑥(3)で記載したとおり。

(2) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定等に係る存続期間の上限の延長

⑥(4)で記載したとおり。

(3) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定等に係る公示期間の短縮

⑥(5)で記載したとおり。

(4) 農協等の農業経営に関する要件の緩和

⑥(6)で記載したとおり。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は見込まれない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

(1) 農業委員会のあっせんに基づく買入れ協議における譲渡制限

【遵守費用】

遵守費用の発生はほぼ想定されない。

【行政費用】

行政費用の発生はほぼ想定されない。

【効果（便益）】

農地の集約化により生産性が向上することで、約40%の作業時間の省力化の効果が発生し、その結果生産性が約1.7倍になると考えられる。主業経営体における農業所得（令和元年度4,180千円）を元に試算すると、1経営体当たり、2,920千円程度の農業所得向上が見込まれる。

以上から、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。

(2) 地域計画の特例に係る制度の新設

【遵守費用】

遵守費用の発生はほぼ想定されない。

【行政費用】

縦覧1件につき5千円程度の行政費用が見込まれる。

【効果（便益）】

農地の集約化により生産性が向上することで、約40%の作業時間の省力化の効果が発生し、その結果生産性が約1.7倍になると考えられる。主業経営体における農業所得（令和元年度4,180千円）を元に試算すると、1経営体当たり、2,920千円程度の農業所得向上が見込まれる。

以上から、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。

(3) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止

【遵守費用】

遵守費用の発生はほぼ想定されない。

【行政費用】

行政費用の発生はほぼ想定されない。

【効果（便益）】

下限面積の設定に係る公示手続が廃止されることにより、農業委員会にとって1件当たり、15千円程度の事務負担軽減が見込まれる。

以上から、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。

(4) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の上限の延長

【遵守費用】

遵守費用の発生はほぼ想定されない。

【行政費用】

行政費用の発生はほぼ想定されない。

【効果（便益）】

例えば、これまで20年間の利用権設定を行っていた遊休農地・所有者不明農地等について、40年間の存続期間とすることで、これまで20年ごとに行ってきた手続の回数が減ることにより、1件当たり、150千円程度の事務負担軽減が見込まれる。

以上から、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。

(5) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間の短縮

【遵守費用】

遵守費用の発生はほぼ想定されない。

【行政費用】

行政費用の発生はほぼ想定されない。

【効果（便益）】

例えば、これまで6か月公示を行っていた遊休農地・所有者不明農地等について、2か月の公示期間とすることで、4か月早く営農を開始することができるため、年間を通して収穫物がある場合には、1件当たり、396千円程度の農業所得向上が見込まれる。

以上から、明らかに便益が費用よりも大きいものと考えられる。

(6) 農協等の農業経営に関する要件の緩和

【遵守費用】

遵守費用の発生はほぼ想定されない。

【行政費用】

行政費用の発生はほぼ想定されない。

【効果（便益）】

例えば、これまで組合員の書面による同意を経ていた農協等において、総会での3分の2以上の多数による決議を経る同意手続とすることで、1農協等当たり、650千円程度の事務負担軽減が見込まれる。

以上から、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

(1) 農業委員会のあっせんに基づく買入れ協議における譲渡制限

譲渡制限の期間を短縮することも考えられるが、現行基盤法第16条に措置されている同様のスキームにおいても3週間とされていることや、機構との協議の時間を十分に確保する必要性を踏まえ、3週間とするものである。

(2) 地域計画の特例に係る制度の新設

地域計画の提案に基づく部分について有効期間を設けないことも考えられるが、対象区域の全ての農用地等の所有者等に対して機構以外の者への利用権の設定等を制限するものであり、慎重な対応が求められる措置であることから、有効期間を設けることとするものである。

(3) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止

下限面積要件の引下げにとどめることも考えられるが、既に各農業委員会の判断により下限面積要件が引き下げられており、特段問題が生じていないことを踏まえ、廃止とするものである。

(4) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の上限の延長

存続期間の上限の在り方は他にも代替案（30年等）が考えられるが、長期の利用権設定が増加していることを踏まえ、40年とするものである。

(5) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間の短縮

公示期間の在り方は他にも代替案（4か月等）が考えられるが、農地の受け手に円滑な権利設定を行うため、2か月とするものである。

(6) 農協等の農業経営に関する要件の緩和

農協等の規模に応じて更に要件を緩和することも考えられるが、今後、農業者の減少が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念がある中で、地域の農地利用を支える主体としての農協等の役割は重要となっており、過疎化等により組織内の手続のコストが増加していることを踏まえ、全ての農協等を対象として、要件の緩和を行うものである。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法施行後 5 年後を目処に事後評価を実施

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

担い手が利用する農地面積の割合